

郡山市再犯防止推進計画

令和8年3月
郡山市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の目的	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画期間	2
5	計画の対象者	3
6	SDGsとの関係	3

第2章 犯罪防止を取り巻く状況

1	刑法犯認知件数・検挙人数・検挙率の状況	4
2	刑法犯検挙人員中の再犯者数・再犯者率の状況	4
3	刑法犯検挙人員の年代別構成割合	6
4	刑法犯検挙人員の就業状況割合	6
5	刑務所出所時に帰住先がない人の数および割合	7
6	少年犯罪・非行の状況	8
7	保護司の状況	10
8	協力雇用主の状況	11
9	更生保護女性会の状況	11

第3章 計画の基本方針と重点目標

1	基本方針	12
2	重点目標	12

第4章 再犯防止に関連する施策の展開

1	安全・安心なまちづくりの推進	13
2	就労・住居の確保等	15
3	保健医療・福祉サービスの利用促進等	16
4	非行の防止・学校と連携した就学支援の実施等	17
5	民間協力者の活動の促進と広報活動等	19

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制.....	22
2 計画の進行管理.....	22

資料編.....	23
----------	----

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

全国における刑法犯認知件数は、令和 6 年版犯罪白書によりますと、平成 14 年に 285 万 3,739 件と戦後最多を記録したものの、翌平成 15 年以降は減少傾向に転じ、平成 27 年から令和 3 年にかけて戦後最少を更新し続けました。しかしながら、令和 4 年にはおよそ 20 年ぶりに増加へと転じて以降増加基調が続いております。

一方、刑法犯により検挙された再犯者については、平成 18 年をピークとして減少しているものの、検挙者数に占める再犯者数の比率は令和 5 年で 47.0%と高い水準で推移しています。

こうした現状の中、国において平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が公布・施行され、地方公共団体における地域の状況に応じた施策の策定等が明示されるとともに、国の再犯防止推進計画を勘案して地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。これを受けて福島県では、令和 3 年 3 月に「福島県再犯防止推進計画」を策定しました。

こうした国・県の動きを踏まえ、郡山市では、犯罪をした者等が孤立することなく、住民の理解と協力を得て、地域社会の一員として円滑に復帰することができるよう支援することで、市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現を目指し、「郡山市再犯防止推進計画」を策定しました。

※国及び県の動向

- ・平成 28 年 12 月 再犯の防止等の推進に関する法律公布・施行
- ・平成 29 年 12 月 第一次再犯防止推進計画閣議決定
- ・令和 3 年 3 月 福島県再犯防止推進計画策定
- ・令和 5 年 3 月 第二次再犯防止推進計画閣議決定

2 計画策定の目的

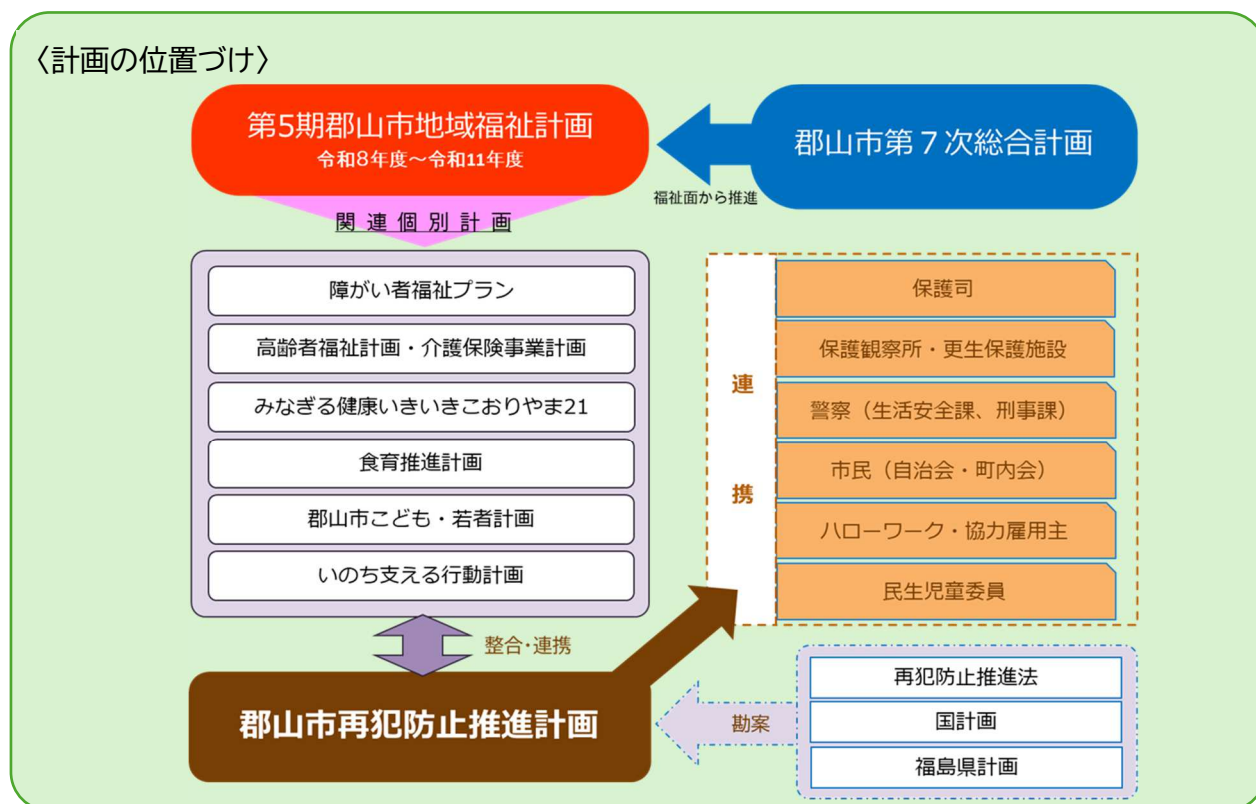
本計画は、本市が推進する SDGs 「誰一人取り残されない」の理念のもと、国や県をはじめ関係機関・団体等との緊密な連携を図り、必要な施策を推進することにより、犯罪をした者等が地域社会から孤立することなく、円滑に社会復帰を果たし、自立した生活を営みながら地域の一員として活躍できる「地域共生社会」の実現と市民が犯罪被害を受けることのない、安全で安心して暮らすことのできる持続可能な地域社会の構築を目的とするものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定します。また、国や県の「再犯防止推進計画」を勘案するとともに本市の最上位計画である「郡山市第7次総合計画」や福祉分野の上位計画である「郡山市地域福祉計画」を踏まえ、関連する個別計画との整合・連携を図るものとします。

(再犯防止推進法)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。



4 計画期間

本計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。また、第6次郡山市地域福祉計画(令和11年度から令和15年度)において、再犯防止推進計画を関連個別計画へ組込こととします。

なお、再犯防止推進法などの関係法や国計画及び県計画の改正状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の対象者

本計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所、少年院等）出所者、非行少年若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」という。）とします。

（再犯防止推進法案に対する付帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分・審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。

6 SDGsとの関係

“SDGs”（エスディージーズ）とは、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略で、令和12年までに世界全体で達成することを目指す国際社会共通の目標です。17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の誰もが人間らしく豊かに暮らせる、持続可能な社会の実現を目指します。

本市は、内閣府による“SDGs未来都市”に選定されており、本計画においてもSDGsの視点を持ち再犯防止の推進に対応していく必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆本計画に関連する項目◆

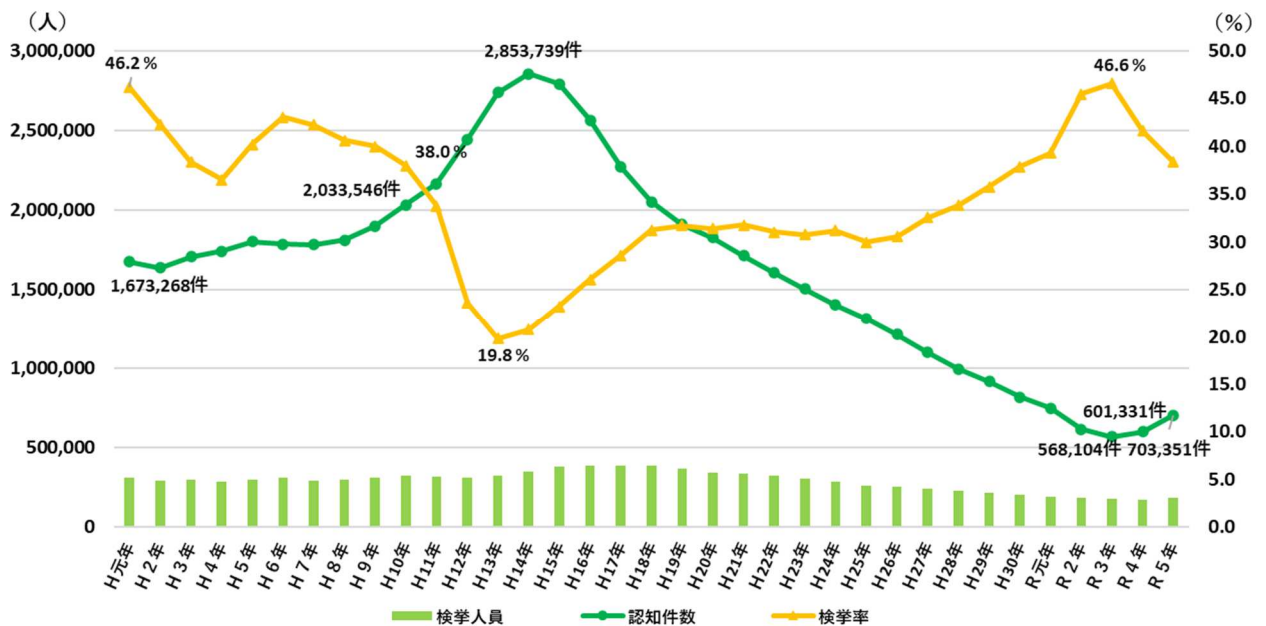


第2章 再犯防止を取り巻く状況

1 刑法犯認知件数・検挙人数・検挙率の状況

令和6年版犯罪白書によると、全国の刑法犯の認知件数は、平成14年の285万3,739件をピークに迎え、平成15年以降は19年連続で減少を続け、令和3年には56万8,104件と戦後最少となりましたが、令和4年に60万1,331件、令和5年には70万3,351件と増加しています。

▼刑法犯認知件数・検挙人数・検挙率の推移（全国）



出典：令和6年版犯罪白書

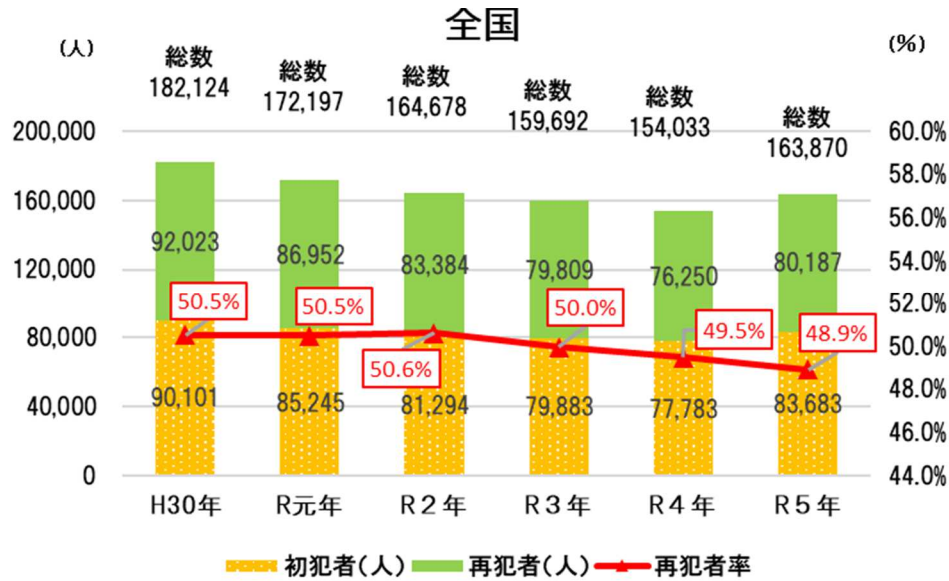
2 刑法犯検挙人員中の再犯者数・再犯者率の状況（少年を除く）

全国の刑法犯による再犯者の人員は、平成30年の9万2,023人から減少を続け、令和4年には7万6,250人となりましたが、令和5年は8万187人と増加に転じました。再犯者率は令和3年以降減少しており、令和5年で48.9%となりましたが、再犯者の割合は依然として約半数に上っている状況です。

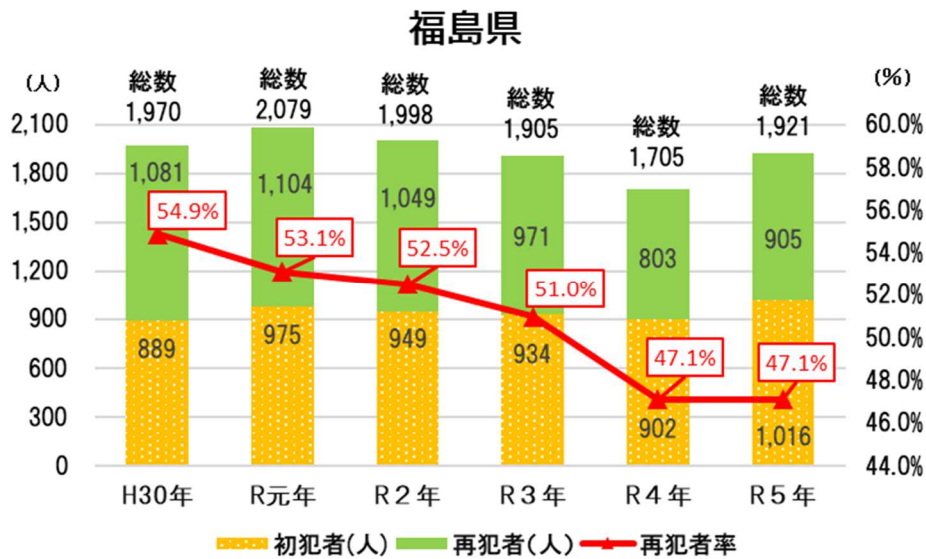
福島県内においても、刑法犯検挙人員が平成30年は1,970人、令和元年以降毎年2,000人前後で推移しており、検挙者数の約半数が再犯者となっています。

郡山警察署・郡山北警察署管内においては、刑法犯検挙人員が平成30年は439人、令和元年は562人と増加後、令和4年の353人まで減少していましたが、令和5年は482人と再び増加しています。再犯者率も令和元年以降は徐々に減少していますが、国、県より高い数値で推移しています。

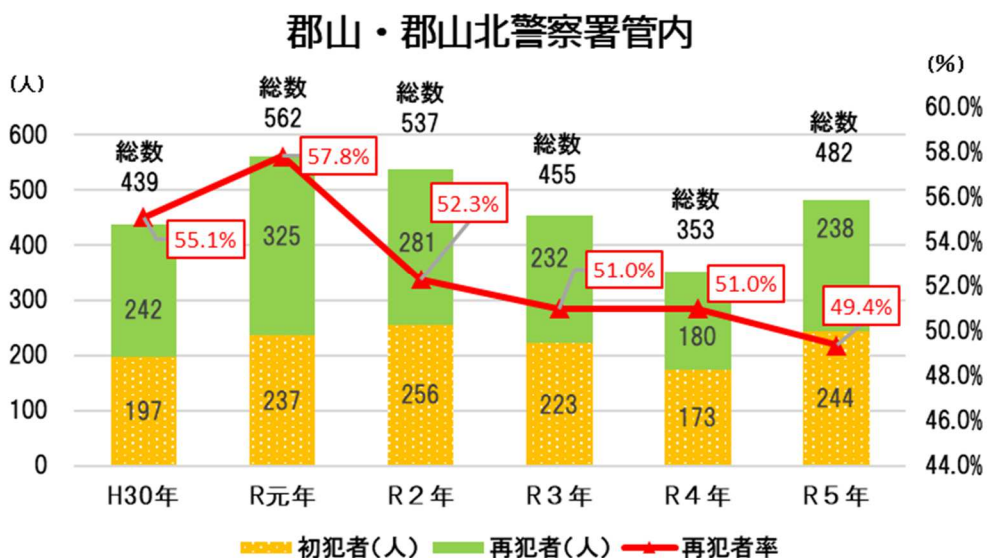
▼刑法犯検挙人員の再犯者数・再犯者率の推移（少年を除く）



出典：法務省東北矯正管区



出典：法務省東北矯正管区



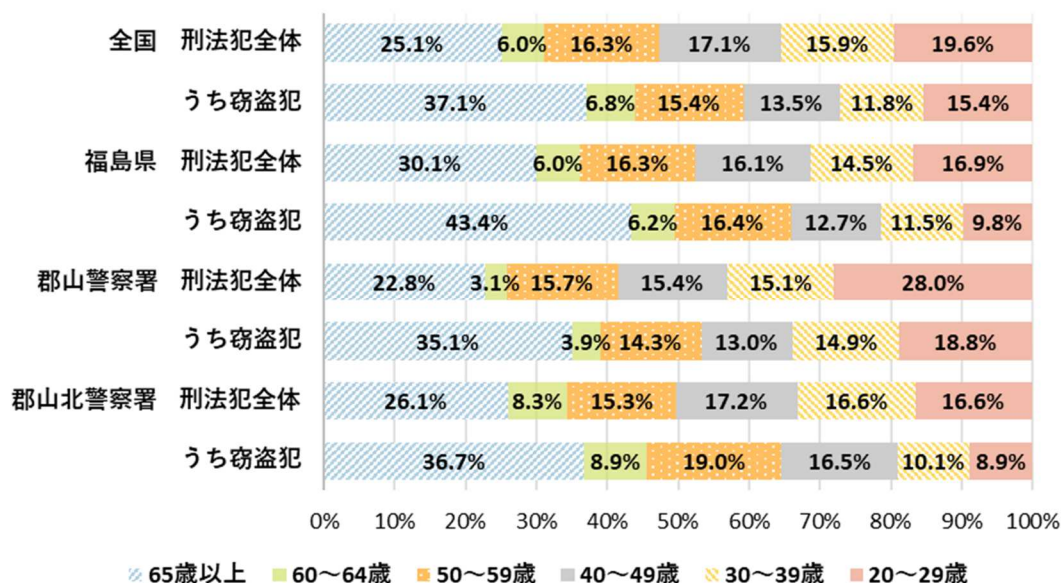
出典：法務省東北矯正管区

3 刑法犯検挙人員の年代別構成割合

刑法犯検挙人員（令和5年）のうち65歳以上の高齢者が占める割合は、全国で25.1%、福島県で30.1%、郡山警察署管内では22.8%、郡山北警察署管内では26.1%となっており、郡山市は国や県と比較しても低い数値となっています。

検挙人員を窃盗犯のみに限定すると、全国で37.1%、福島県で43.4%であり、郡山警察署管内では35.1%、郡山北警察署管内では36.7%となっています。

▼刑法犯検挙人員の年代別構成割合（令和5年）



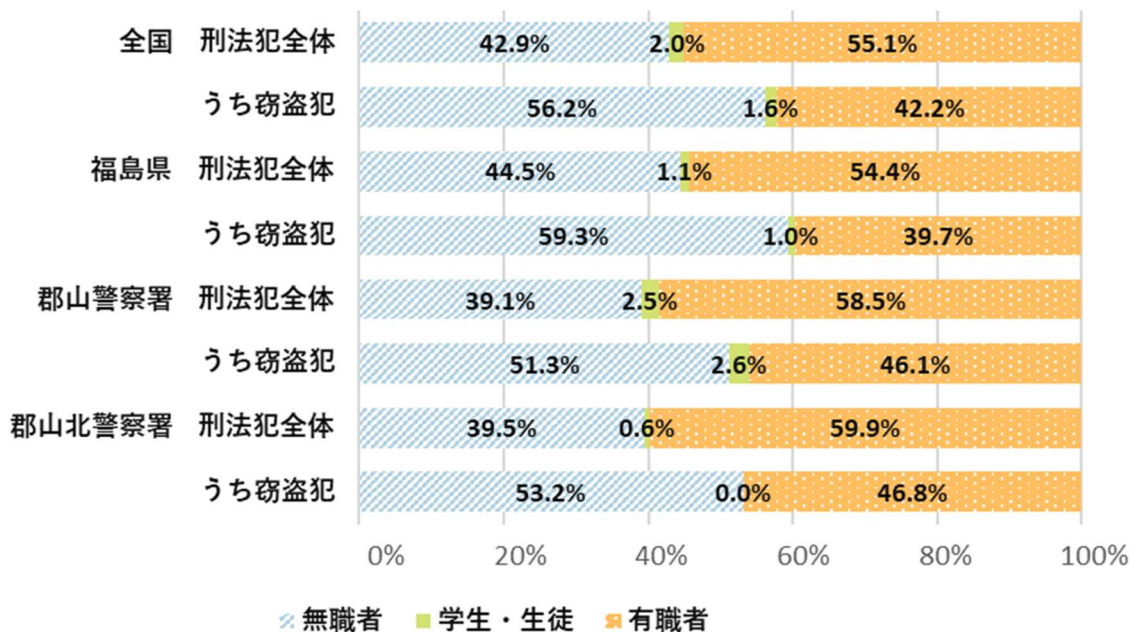
出典：法務省東北矯正管区

4 刑法犯検挙人員の就業状況割合

刑法犯検挙人員（令和5年）のうち、無職者の割合は、全国で42.9%、福島県で44.5%、郡山警察署管内では39.1%、郡山北警察署管内においては39.5%となっています。有職者は全国で55.1%、福島県で54.4%、郡山警察署管内では58.5%、郡山北警察署管内においては59.9%となっており、有職者と比較して無職者は20ポイント低い状況です。

なお、窃盗犯のみに限定すると、無職者の割合は、全国で56.2%、福島県で59.3%、郡山警察署管内では51.3%、郡山北警察署管内では53.2%となっており、いずれも無職者の割合が高い数値となっています。

▼ 刑法犯検挙人員の就業状況別割合（令和5年）



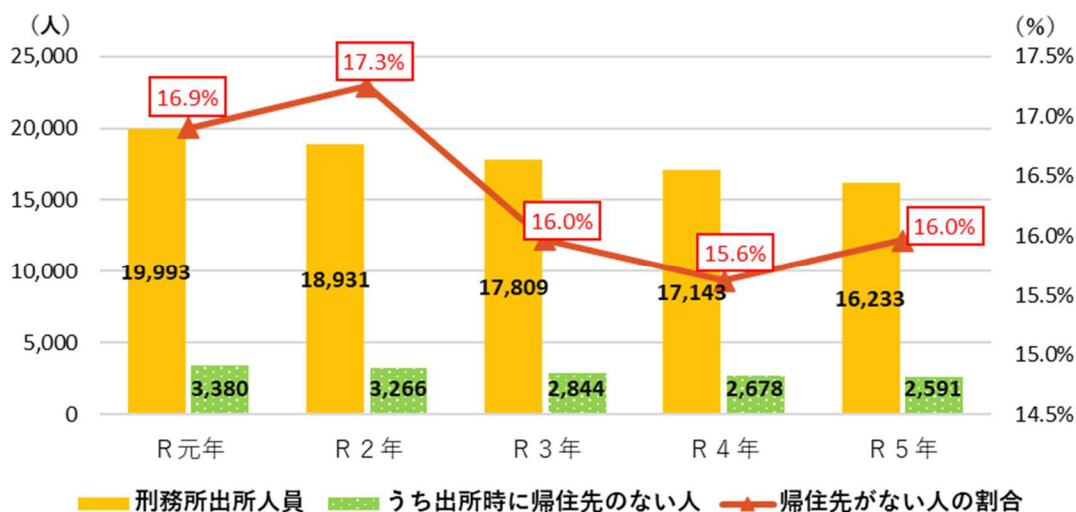
出典：法務省東北矯正管区

5 刑務所出所時に帰住先がない人の数および割合

全国における、刑務所から出所した際に帰住先がない人の人数は減少傾向にありますが、割合は概ね横ばいで推移している状況です。

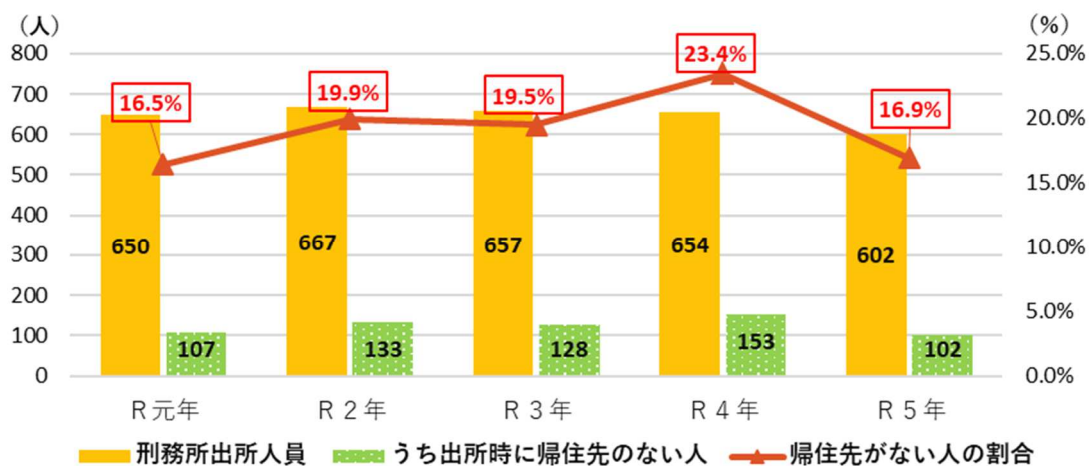
福島県においては、令和5年に福島刑務所から出所した際に帰住先がなかった人は102人で、出所人員602人に占める割合は16.9%となっています。直近5年間の状況を見ると、令和4年に人数・割合ともに増加しましたが、令和5年は大きく減少しています。

▼ 刑務所出所時に帰住先がない人数・割合（全国）



出典：法務省東北矯正管区

▼刑務所出所時に帰住先がない人数・割合（福島県）



出典：法務省東北矯正管区

6 少年犯罪・非行の状況

福島県における少年犯罪や少年非行の状況については、令和2年の2,428件をピークとしてその後一時減少しましたが、令和5年に1,623件、令和6年に1,980件と増加しています。

郡山警察署管内では令和元年の350件が最も多く、令和2年には288件と減少しましたが、令和6年には341件と増加しています。郡山北警察署管内では令和元年の116件が最も多く、その後減少傾向にあります。

▼少年犯罪・非行の状況（福島県及び郡山・郡山北警察署管内）

（単位：人）

場所・年別		項目	総数	非行少年				不良行為少年
				犯罪少年	触法少年	ぐ犯少年	計	
福島県	令和元年		2,223	202	85	12	299	1,924
	令和2年		2,428	164	76	7	247	2,181
	令和3年		1,788	136	68	23	227	1,561
	令和4年		1,501	163	90	20	273	1,228
	令和5年		1,623	147	92	16	255	1,368
	令和6年		1,980	249	104	7	360	1,620
郡山 警察署管内	令和元年		350	42	12	0	54	296
	令和2年		288	27	10	0	37	251
	令和3年		211	16	13	4	33	178
	令和4年		264	29	12	1	42	222
	令和5年		210	30	16	5	51	159
	令和6年		341	44	20	1	65	276
郡山北 警察署管内	令和元年		116	18	4	2	24	92
	令和2年		96	12	9	0	21	75
	令和3年		81	4	7	1	12	69
	令和4年		92	7	8	0	15	77
	令和5年		82	5	12	0	17	65
	令和6年		54	10	7	0	17	37

（出典：郡山・郡山北警察署の地域安全白書）

【用語の意味】

犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

触法少年：14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

ぐ犯少年：保護者の正当な看護に服しない性癖があるなどの一定の事由があって、その性格又は環境から判断して、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする恐れのある少年

不良行為少年：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙等自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

7 保護司の状況

保護司とは、犯罪をした者等が再び罪を犯すことがないようにその立ち直りを地域で支える民間人で、保護司法に基づく法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施や犯罪予防活動等、更生保護に関する活動を行います。

郡山市における保護司の人数は令和7年1月1日現在131人、充足率は103.9%であり高い充足率となっておりますが、平均年齢は上昇傾向にあります。

▼保護司数及び充足率(全国・福島県・郡山市) 各年1月1日現在

	全国 保護司数(人)	全国 充足率(%)	福島県 保護司数(人)	福島県 充足率(%)	郡山市 保護司数(人)	郡山市 充足率(%)
令和元年	47,245	89.9	940	93.0	128	101.5
令和2年	46,763	89.0	932	92.2	128	101.5
令和3年	46,358	88.3	929	91.9	133	105.5
令和4年	46,705	88.9	936	92.6	129	102.3
令和5年	46,956	89.4	939	92.9	130	103.1
令和6年	46,584	88.7	942	93.2	131	103.9
令和7年	46,043	87.7	923	91.3	131	103.9

出典：福島保護観察所

▼保護司の平均年齢の推移(全国・福島県・郡山市) 各年1月1日現在

	全国(歳)	福島県(歳)	郡山市(歳)
令和元年	65.1	65.9	65.8
令和2年	65.1	65.8	65.8
令和3年	65.0	65.7	65.8
令和4年	65.4	65.8	66.1
令和5年	65.6	66.0	66.8
令和6年	65.6	66.2	66.5
令和7年	65.4	66.0	65.4

出典：福島保護観察所

8 協力雇用主の状況

協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用又は雇用しようとする民間の事業主の方々です。

令和7年1月1日現在で福島県内では562社、郡山市内では90社が登録しています。

▼協力雇用主の状況(福島県・郡山市) 各年1月1日現在

	福島県(社)	郡山市(社)
令和元年	423	59
令和2年	422	63
令和3年	502	74
令和4年	529	80
令和5年	548	85
令和6年	557	86
令和7年	562	90

出典：福島保護観察所

9 更生保護女性会の状況

「郡山更生保護女性会」は女性の立場から、犯罪をした者等の立ち直りの支援とともに、次世代を担う青少年の健やかな成長を願って、非行防止・健全育成並びに地域の子育て支援を、関係団体と連携しながら推進し、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための支援活動などを行うボランティア団体です。

令和7年4月1日現在で会員数が72人となっています。

※[更生保護]とは、非行や犯罪に陥った人たちが、再び社会の一員として、立ち直るのを助けようという制度です。

▼更生保護女性会の状況(全国・福島県・郡山市) 各年4月1日現在

	全国(人)	福島県(人)	郡山市(人)
令和元年	152,718	2,643	75
令和2年	146,738	2,537	82
令和3年	140,069	2,417	76
令和4年	133,165	2,310	80
令和5年	126,682	2,163	80
令和6年	119,430	2,119	72
令和7年	113,845	2,037	72

出典：福島保護観察所

第3章 計画の基本方針と重点目標

1 基本方針

犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく、再び地域社会の一員となることを市民が一丸となって支援することが重要です。

福祉分野の上位計画にあたる郡山市地域福祉計画の基本理念である「誰一人取り残されない 安全・安心な地域共生のまち 郡山」の実現に向け、国・県・民間関係機関等と協働により各種施策を実施し、本計画を推進します。

基本理念の実現に向けて、再犯防止等の取組を着実に推進するため、5つの基本方針を設定し、具体的な施策の展開を図ります。

○ 関係者との緊密な連携協力

国及び県、民間の団体、その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、「誰一人取り残されない」地域社会の実現に向けて取組ます。

○ 切れ目のない支援

国及び県との適切な役割分担を踏まえ、切れ目なく再犯の防止等の取組を推進するため、必要な支援を実施します。

○ 犯罪被害者等の尊厳への配慮

犯罪被害者等の心情を理解することの重要性を踏まえ、再犯の防止等に取り組まず。

○ 社会情勢等に応じた取組

犯罪及び非行の実態を踏まえ、民間の団体、その他の関係者から意見聴取するなどして、社会情勢に応じた再犯の防止に取り組まず。

○ 広報活動と市民理解の醸成

再犯の防止等の取組について、分かりやすく効果的に広報などを行い、広く市民の関心と理解を醸成します。

2 重点目標

- 安全・安心なまちづくりの推進
- 就労・住居の確保等
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 非行の防止・学校と連携した就学支援の実施等
- 民間協力者の活動の促進と広報活動等

第4章 再犯防止に関連する施策の展開

1 安全・安心なまちづくりの推進

(1)現状と課題

近年は、人口減少・少子高齢化の進行に加え、気候変動に伴う災害の激甚化、SNSを悪用した詐欺や匿流と呼ばれる犯罪の巧妙化など、地域の安全と安心を揺るがす新たな要因が顕在化しています。このような社会環境の変化は、再犯を防止し、円滑な社会復帰を支援する取組にも大きな影響を及ぼしています。

また、地域における人間関係の希薄化や孤立化は、立ち直りを図る者の社会的基盤を脆弱にし、再犯防止の取組を困難にしていることから、更なる地域支援体制の強化が必要な状況ですので、地域住民、関係機関、行政等が協働し、住民本位の視点に立った体制を構築し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現をめざすことが求められています。

(2)主な施策

◆セーフコミュニティの推進

セーフコミュニティとは、WHO（世界保健機関）地域安全推進協働センター（当時）によって始められた認証制度であり、「けがや事故は、原因を究明することで予防できる」という理念のもと、データを用いて客観的に分析し、住民、関係団体、行政等が協働で安全・安心に暮らすことができるまちづくりを推進する取組です。

本市では、セーフコミュニティ活動を推進するため、郡山市セーフコミュニティ推進協議会を母体とし、分野別対策委員会により具体的な活動を進めるとともに、外傷サーベイランス委員会がデータ収集や専門的な評価を行います。

各分野の課題解決を図る専門部会として、①交通安全、②こどもの安全、③高齢者の安全、④自殺予防、⑤防犯、⑥防災の6分野からなる対策委員会において、安全・安心に繋がる対策の検討や施策を実施し、“安全で安心なまちづくり”を推進し、「暮らしの充実・笑顔になれるまち」 「選ばれるまち」の実現を目指します。

◆セーフコミュニティ分野別対策委員会の活動

①交通安全対策委員会【セーフコミュニティ課】

自転車乗車時のヘルメット着用促進リーフレットによる着用率向上に向けた周知啓発や、反射材の活用・交通安全教室・高齢者運転免許証返納推進事業等を掲載した啓発チラシを作成します。

また、交通事故多発地点マップによる事故予防を啓発します。

②こどもの安全対策委員会【こども総務企画課】

児童虐待防止講座や児童虐待防止推進キャンペーン、事故予防モデルルームを

活用したイベントを開催します。

また、自宅内でのこどもの事故防止チラシを配布します。

③高齢者の安全対策委員会【地域包括ケア推進課】

介護予防教室やいきいき百歳体操の普及、口の体操教室の普及、住環境チェックチラシの配布といった高齢者の安全対策に向けた活動を行います。

また、高齢者 SOS 見守りネットワークと協働し、地域での見守り活動を啓発します。

④自殺予防対策委員会【保健所保健・感染症課】

自殺予防街頭キャンペーンの活動と一緒に参加し、自殺予防の啓発や相談窓口の周知を行う等、共に自殺対策に取り組んでいます。

⑤防犯対策委員会【セーフコミュニティ課】

郡山駅前地域での「違法客引きゼロパトロール」の実施や、住宅街での窃盗被害防止を目的とした「見られていますよ！」ステッカーの配布を行います。

また、不審者の多い地域には防犯カメラを設置するなど、被害防止に取り組めます。

DV 相談窓口や SNS 詐欺被害の防止についても、広く周知啓発を進めます。

⑥防災対策委員会【防災危機管理課】

防災学習出前講座の開催や地域防災マップ作成の普及を通して、防災活動の周知を図ります。

また、農作業中の熱中症予防、農機具の安全な使用を啓発します。

◆違法客引きパトロール【セーフコミュニティ課】

郡山市の顔となる郡山駅前地域での違法客引き等を防止するため、住民、民間団体、行政の協働によるパトロールを実施します。

◆SNS 詐欺に係る被害の周知啓発【セーフコミュニティ課】

SNS 詐欺に係る被害の周知啓発をします。

◆防犯パトロール用品の支給事業【セーフコミュニティ課】

住民や民間団体の防犯に係る活動支援として防犯パトロール用品の支給事業を実施します。

◆青色回転灯搭載公用車によるパトロール【セーフコミュニティ課】

不審者等による被害抑止のため青色回転灯搭載公用車によるパトロールを実施します。

2 就労・住居の確保等

(1)現状と課題

国の再犯防止推進計画によると、刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に仕事に就いておらず無職であった者とあります。仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比較し約3倍と高いことから、不安定な就労状況が再犯リスクの要因とされています。

また、刑務所満期出所者のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、これらの者は帰住先が確保されている者と比較して再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっていることから、犯罪をした者等が安定した生活基盤を確立するため、それぞれの状況に応じた住居・就労の確保に向けた支援が必要です。

(2)主な施策

◆自立支援相談窓口【保健福祉総務課】

「自立支援相談窓口」では、生活保護の受給には至らないものの、現に経済的に困窮している市民の方々に対し、相談・就労支援員と一緒に課題を整理しながらプランを立て、自立に向けた支援を行います。

◆就労訓練事業（中間的就労）【保健福祉総務課】（自立支援相談窓口にて）

すぐに一般就労することが難しい方のために、その方にあった就労機会（就労体験・就労訓練）を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中長期的に実施します。

◆就労準備支援事業【保健福祉総務課】

郡山市内在住の生活困窮者の方で、「長期間就労から離れ、自信がない」、「生活リズムが乱れている」等の悩みをお持ちの方を対象に、就労に向けた準備をお手伝いします。

◆住居確保給付金【保健福祉総務課】（自立支援相談窓口にて）

①家賃補助

離職等により経済的に困窮し、住居を失った方、住居を失うおそれのある方で、要件を満たした方に対し、就職活動を行うことなどを条件に一定期間家賃相当額を補助します。

②転居費用補助

収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を失った方、住居を失うおそれのある方で、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。

◆市営住宅への入居【住宅政策課】

犯罪をした者等を含め、現在住宅に困窮していることが明らかな低所得者に、低額な家賃で住宅を提供します。

入居には、市税の滞納がないことなどの条件を満たす必要があります。

市営住宅の募集状況などについては、郡山市営住宅管理センターのホームページなどを活用し、情報提供を行います。

・郡山市営住宅管理センター <https://www.koriyama-shiei.jp/>

3 保健医療・福祉サービスの利用促進等

(1) 現状と課題

国の第二次再犯防止推進計画によると、出所後2年以内に刑務所へ再び入所する割合（再入率）は、30歳未満が一貫して低いのに対して、高齢者（65歳以上の者）が全世代の中で最も高く推移しています。また、知的障がいのある受刑者については、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

福祉的な支援が必要な者に対し、十分な福祉的支援が行き届かないことを背景として再犯に至ってしまう場合もあります。適切な支援がなければ自立した社会生活を送ることが困難な人に対しては、円滑な社会復帰に向け適切な保健医療・福祉サービスが利用できるように支援をすることが必要です。

(2) 主な施策

◆生活保護制度【生活支援課】

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、さまざまな理由により生活に困窮している方に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送ることができるよう支援を行います。

◆高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）【地域包括ケア推進課】

「高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）」は、高齢者の方が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送るために、高齢者の方の生活を総合的に支えていくための拠点として設置し、介護サービスを始め、福祉、医療、権利擁護などさまざまなサービスを包括的、継続的に提供します。

ここでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が中心となって、介護予

防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。

◆障がい福祉サービス【障がい福祉課】

「障がい福祉サービス」は、次の3つの給付区分により、支援を行います。

介護給付は、居宅介護や障がい者支援施設の夜間ケアなど介護に関する内容で、本人の心身の状況に応じて障がい支援区分が判定され、利用できるサービスや支給量がそれに依りて決まります。

訓練等給付は、自立訓練や就労移行支援など訓練に関する内容で、サービスの利用意向や訓練、就労に関する評価を勘案し、支給決定します。

地域相談支援給付は、施設等に入所する障がい者が、地域生活を送れるようになるために必要な支援を行います。

◆障がい者基幹相談支援センター【障がい福祉課】

「障がい者基幹相談支援センター」は、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）、及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて総合相談・専門相談を受け、自立に向けた支援を行います。

◆障がい各種福祉制度【障がい福祉課】【保健所保健・感染症課】

障がいをお持ちの方や継続的な医療を必要としている方に対し、障がい者保健福祉手帳や自立支援医療等の福祉制度の案内を行い、社会参加や自立した日常生活を送るための環境づくりを推進します。

◆アルコール・ギャンブル等家族教室【保健所保健・感染症課】

アルコールやギャンブル等の依存症に関する悩みを持つご家族を対象に家族教室を開催します。

「依存症」について正しく理解し、どのように対応したらよいかを共に考え、参加者同士の交流を図ります。

◆こころの健康相談【保健所保健・感染症課】

精神科医師や臨床心理士、精神保健福祉士が精神面に悩みを持つ方、精神障がいまたはその疑いのある方及び家族の方等の相談を行います。

4 非行の防止・学校と連携した就学支援の実施等

(1) 現状と課題

国の第二次再犯防止推進計画によりますと、全国の高等学校への進学率は、

98.8%ですが、その一方で、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退しています。また、少年院入院者の24.4%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9%は高等学校を中退している状況です。

非行の背景には、少年自身の規範意識の低下、社会とのつながりの希薄化、孤立感・疎外感、メディアやインターネットを通じた有害情報への接触など、少年を取り巻く環境など、多様な要因が複雑に関連しています。特に最近では、家庭環境の悪化や学校への不適應、SNSなどによる交流の増加、それによる「居場所」がないことへの孤独感などが指摘されています。

非行の未然防止や青少年健全育成のため、家庭・地域・関係機関等が連携して、相談支援体制の充実や居場所づくり、必要な就学支援の取組を行うことが必要です。

(2)主な施策

◆子どもの学習・生活支援事業【保健福祉総務課】

生活にお困りの世帯のこどもを対象に、無料の学習教室を開催し、学力向上のための支援を行います。

◆就学援助制度【学校教育推進課】

経済的な理由によって、学校に通うことが困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費等にかかる費用の一部を援助する事業を行います。

◆こども家庭センター【こども家庭課】

こども家庭センターは、子育て世代包括支援センター（母子保健）とこども家庭総合支援拠点（児童福祉）の窓口を一体化したもので、関係機関との連携をより強化して、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの切れ目のない相談支援を行います。

◆スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

【総合教育支援センター】

スクールカウンセラーは、こどもや保護者から、こどもがかかえている友達関係や学習等、学校全般の様々な悩み事の相談支援を行います。

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉の専門知識や技術によって、こどもを取り巻く関係機関と連携し、こどもにとって良い環境をつくるための情報提供を行います。

◆少年センター【こども総務企画課 少年センター】

少年センターでは、郡山市から委嘱された補導員が、駅、公園、繁華街等を巡回する通常補導（毎月複数回）の他、お祭りやイベント等での特別補導を実施し、青少年の非行を未然に防止するための「愛の一声」、地域に補導員が見守っているという意識を根付かせる「見せる補導」等を中心に補導活動を展開します。

◆いじめ防止について【学校教育推進課】

いじめ防止対策推進法第 12 条の規定に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「郡山市子ども条例」の基本理念を参酌し、本市教育委員会及び各学校がいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、本市では、平成 26 年 4 月に「郡山市いじめ防止基本方針」を策定しました。

また、「いじめ防止リーフレット」を活用して、いじめ防止を呼びかけます。

◆子どもの薬物乱用防止教室【保健所総務課】

市内の小学校における薬物乱用防止教育を支援するため、小学校 5 年生及び 6 年生を対象として開催される薬物乱用防止教室に職員を講師として派遣し、喫煙、飲酒、薬物乱用の心身への影響等について指導を行います。

◆生涯学習活動の支援【生涯学習課】

地域の特性に合わせた講座の開催等により、自主的な学習活動を支援します。

また、生涯学習情報配信事業を実施し、生涯学習に役立つ情報や学びの継続と学び直しの機会を提供するためのリカレント教育に関する情報も発信します。

◆こどもの生活・学習支援事業【こども家庭課】

ひとり親家庭等のこどもを対象に、無料で家庭教師を派遣し、基本的な生活習慣の習得支援、及び学習習慣の定着や学力苦情を促す学習支援を行います。

5 民間協力者の活動の促進と広報活動等

(1) 現状と課題

再犯防止の取組は、更生保護行政を担う国と、住民に身近な県・市町村、保護司等民間協力者が相互に連携して取組を進めることが重要です。

国計画によると、地域における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司や、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会をはじめとした、多くの民間ボランティアの協力により支えられています。また、更生保護法人を始めとする様々な民間団体等による、犯罪をした者等の自発的な社会復帰に向けた支援活動も行われて

おり、こうした活動による、地域社会における「息の長い」支援が必要とされています。

また、民間協力者が、“息の長い”支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者との連携を強化していく必要があります。

(2)主な施策

◆保護司会への協力【保健福祉総務課】

郡山地区保護司会に対し運営補助金を交付し、保護司の担い手不足解消のための支援を行います。

◆民生委員・児童委員による相談・支援【保健福祉総務課】

民生委員は、それぞれの担当地域において、独居高齢者や要介護状態にある高齢者等、生活上の多様な課題を抱える住民に対し援護活動をはじめ、生活上のさまざまな問題を抱えている方々の相談・援助を行います。

主任児童委員は、児童問題に関わるさまざまな行政機関、児童・青少年育成者・学校関係者と協力し、地域においてこどもが健やかに育つ環境づくりや子育てのための相談・援助にあたります。

◆郡山地区防犯協会連合会・郡山北地区防犯協会連合会【セーフコミュニティ課】

街頭犯罪抑止対策等の活動を行っている郡山地区防犯協会連合会・郡山北地区防犯協会連合会に対し補助金を交付し、活動のための支援を行います。

◆町内会を通じた周知啓発【市民・NPO活動推進課】

町内会活動ハンドブックに再犯防止に関する施策を掲載し、市民の理解と関心を高めることにより、地域における再犯防止の取組を推進します。

◆人権啓発活動推進事業【ダイバーシティ推進課】

お互いを認め合い、すべての市民の人権が尊重され、守られる社会づくりを目指し、人権啓発キャンペーン、研修会等の事業を実施します。

◆広報を通じた理解促進【セーフコミュニティ課】

市のホームページやSNSにおいて、保護司、更生保護女性会、協力雇用主等の更生ボランティアの活動を市民に周知し理解促進を図ります。

◆再犯防止啓発月間を通じた周知【セーフコミュニティ課】

再犯防止啓発月間及び社会を明るくする運動強調月間（7月）において、これまで地域住民にとって馴染みが薄かった再犯防止、あるいは犯罪をした者等の社会復

帰支援の重要性について理解の促進に努めます。

◆再犯防止の推進に対する市民理解の増進【セーフコミュニティ課】

再犯防止の推進は、犯罪をした者等への支援により生活が安定することで、新たな犯罪を抑制し、ひいては、安全・安心なまちづくりに寄与するという点について、市民の理解を深めてもらうことが極めて重要であることから、再犯防止事業の重要性を市民に周知します。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携・協力

再犯防止に関する施策は、更生保護の推進が重要であり、その取組は、住宅、就労、高齢、障がい、教育など幅広い分野にわたっています。本計画の推進にあたっては、国・県・民間関係機関等と協働により各種施策を実施します。また、行政機関のみならず民間団体や市民の協力が必要不可欠であり、様々な分野の構成員からなる「郡山市セーフコミュニティ推進協議会防犯対策委員会」との連携・協力のもと、情報交換や情報共有を行い、再犯防止に係る施策を総合的に推進します。

(2) 庁内の推進体制

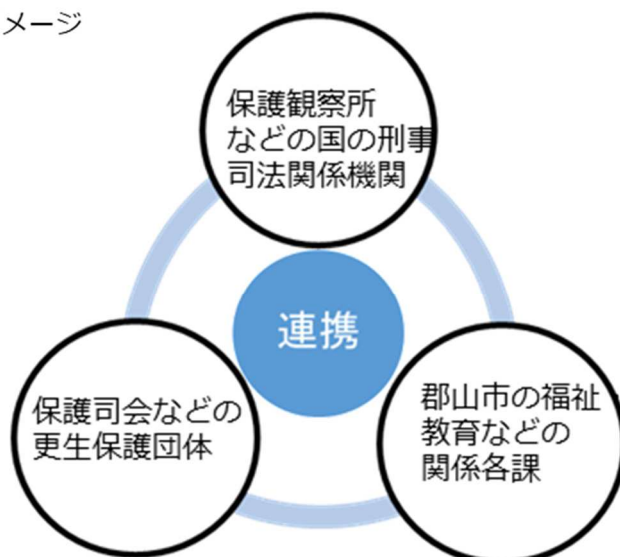
再犯防止に係る施策の担当課による庁内連絡会議を開催し、庁内における再犯防止に係る取組の情報共有、連携強化を図ります。

2 計画の進行管理

居住、就労、福祉等に携わる市の関係部署間の十分な連携を図るとともに、関係機関との連携協力のもと、再犯防止に係る取組を総合的に推進します。推進にあたっては、「郡山市セーフコミュニティ推進協議会防犯対策委員会」での意見交換・情報共有を継続的に進めます。

※ [更生保護] とは、非行や犯罪に陥った人たちが、再び社会の一員として、立ち直るのを助けようという制度です。

■ 関係機関との連携イメージ



《 資 料 編 》

◆再犯の防止等の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十四日)

(法律第四百号)

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策

第一節 国の施策（第十一条—第二十三条）

第二節 地方公共団体の施策（第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に收容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な收容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(令四法五二・一部改正)

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地

域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障がい者等であって自立した生活を営む上で困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が

保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◆第二次再犯防止推進計画（概要）

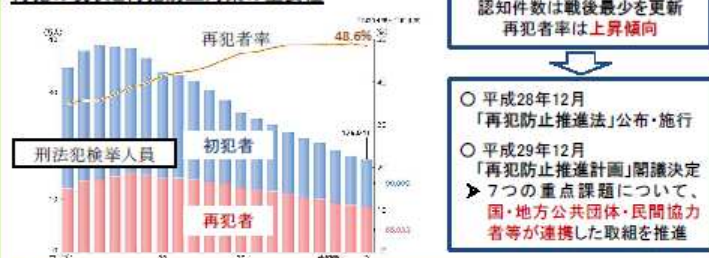
第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

再犯の現状と再犯防止対策の重要性



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- **満期釈放者対策の充実強化**
 - 矯正施設在中所の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10～)
- **地方公共団体との連携強化**
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- **民間協力者の活動の促進**
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

① 就労・住居の確保

- (1) 就労の確保
 - 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
 - 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
 - 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
- (2) 住居の確保
 - 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇(福祉へのつながり、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等)を行うための体制整備
 - 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- (1) 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
 - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な入口支援の実施
- (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援
 - 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
 - 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
 - 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実



③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
- 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用の推進、在院中の通信制高校への入学
- 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

⑤ 民間協力者の活動の促進

- 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援
- 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- 地域の民間協力者(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進



⑥ 地域による包摂の推進

- 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
- 地方公共団体の取組への支援
- 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
- 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
- 相談できる場所の充実
- 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充

⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

- 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 検査者中の再犯者数及び再犯者率
- ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合
- ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
- ④ 主な罪名・特性別2年以内再入率
- ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率
- ⑥ 主な罪名・特性別3年以内再入率
- ⑦ 保護観察付(全部)執行猶予者及び保護観察処分少年の再犯者数及び再犯率

◆ 郡山市再犯の防止等対策庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画を策定するため、郡山市再犯の防止等対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 再犯の防止等対策の推進に関すること。
- (2) 地方再犯防止推進計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) その他再犯の防止等対策に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には市民部次長を、副会長には市民部セーフコミュニティ課長をもって充てる。
- 3 委員には、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、市民部セーフコミュニティ課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月8日から施行する。

別表（第3条関係）

市民部市民・NPO活動推進課長、市民部ダイバーシティ推進課長、保健福祉部保健福祉総務課長、保健福祉部生活支援課長、保健福祉部障がい福祉課長、保健福祉部地域包括ケア推進課長、保健福祉部保健所総務課長、保健福祉部保健所保健・感染症課長、こども部こども総務企画課長、こども部こども家庭課長、建設構想部住宅政策課長、教育総務部生涯学習課長、学校教育部学校教育推進課長、学校教育部総合教育支援センター所長

郡山市セーフコミュニティ推進協議会会則

(名称)

第1条 郡山市セーフコミュニティ推進協議会（以下「本会」という。）を本会の名称とする。

(目的)

第2条 本会は、セーフコミュニティ活動に必要な事項を協議し、情報の共有、活動の連携を図り、地域活動団体、関係機関、行政等（以下「団体等」という。）の協働による安全に安心して暮らすことができるまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1)セーフコミュニティ活動の推進に関する会議
- (2)セーフコミュニティ活動の検証及び評価
- (3)団体等の連絡調整
- (4)セーフコミュニティの普及啓発
- (5)その他セーフコミュニティの推進に必要な事業

(組織)

第4条 本会は、別表第1に掲げる者（以下「会員」という。）をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、郡山市長の職にある者とする。

- 2 副会長は、会員の互選とする。
- 3 監事は、会員の互選とする。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表するとともに会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代理する。
- 3 監事は、この会の会計事務を監査し、その結果を会議において報告する。

(アドバイザー)

第8条 本会にセーフコミュニティの推進に必要な事項を調査及び研究するため、必要に応じアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、第9条、第11条、第13条のそれぞれに規定する会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第9条 会議は、会長が招集し、議長は、会員の中から選出する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(対策委員会)

第10条 本会に分野別の取り組みを行うため、別表第2左欄に掲げる対策委員会を置き、その庶務は同表右欄に掲げる郡山市の各課等において処理する。

- (1)対策委員会は、団体等の中から会長が指名する者をもって組織する。
- (2)対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。
- (3)委員長は、対策委員会を総理する。

(4)副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(対策委員会の会議)

第11条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

3 委員長は、対策委員会で行った調査等の経過及び結果について会長及び第 12 条に規定する外傷サーベイランス委員会に報告するものとする。

(外傷サーベイランス委員会)

第 12 条 本会に外傷等の発生動向及び予防活動について調査、審議、評価等を行うための外傷サーベイランス委員会（以下「サーベイランス委員会」という。）を置き、その庶務は郡山市市民部セーフコミュニティ課において処理する。

(1)サーベイランス委員会は、次の各号のいずれかに該当する者から会長が指名する者をもって組織する。

ア 地域医療の関係者

イ 学識経験者

ウ 団体等の会員又は職員

(2)サーベイランス委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

(3)委員長は、サーベイランス委員会を総理する。

(4)副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(サーベイランス委員会の会議)

第 13 条 サーベイランス委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(事務局)

第 14 条 本会の庶務を処理するため、事務局を郡山市市民部セーフコミュニティ課に置く。

2 事務局の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(経費の負担)

第 16 条 本会の運営に要する経費は、郡山市負担金をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 17 条 本会の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本会則は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 30 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

本会則は、令和元年 6 月 10 日から施行する。

附 則

本会則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、令和 5 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

本会則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

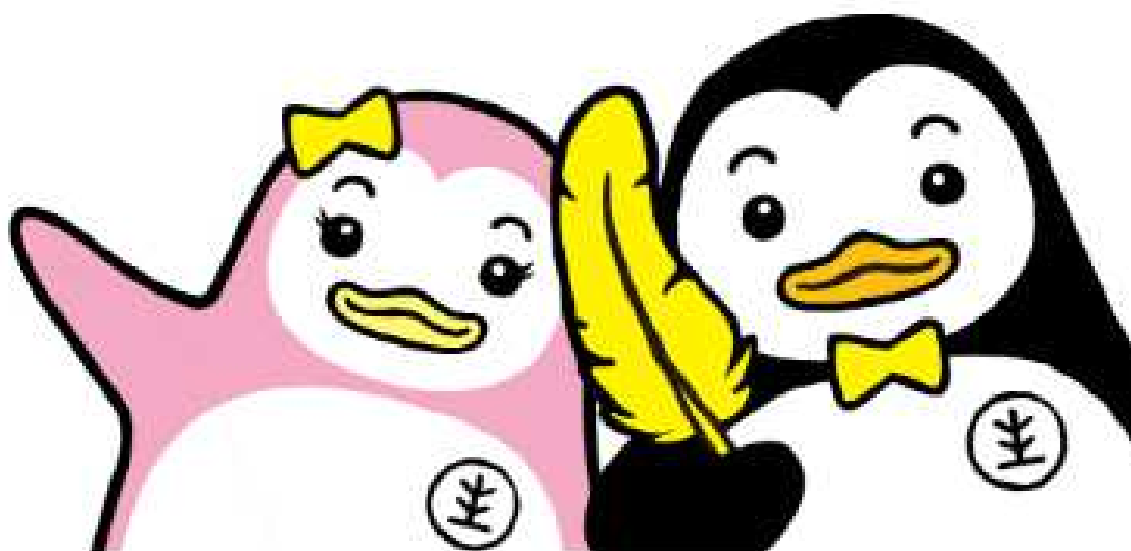
別表第1（第4条関係）

郡山市セーフコミュニティ推進協議会会員	
1 一般社団法人郡山医師会	30 郡山市建築行政協力会
2 一般社団法人郡山歯科医師会	31 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会
3 一般社団法人郡山薬剤師会	32 福島さくら農業協同組合郡山地区本部
4 郡山市自治会連合会	33 郡山商工会議所
5 郡山市消防団	34 郡山地区商工会広域協議会
6 郡山市民生児童委員協議会連合会	35 一般社団法人郡山労働基準協会
7 郡山市自主防災連絡会	36 特定非営利活動法人うつくしま NPO ネットワーク
8 郡山地区保護司会	37 郡山郵便局
9 郡山市居宅介護支援事業所連絡協議会	38 郡山労働基準監督署
10 郡山市地域包括支援センター連絡協議会	39 郡山警察署
11 郡山市老人クラブ連合会	40 郡山北警察署
12 郡山市PTA連合会	41 郡山地方広域消防組合
13 郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会	42 郡山市
14 郡山市スポーツ協会	43 郡山市教育委員会
15 郡山市スポーツレクリエーション協会	
16 郡山市婦人団体協議会	
17 郡山市青少年健全育成推進協議会	
18 郡山市子ども会育成連絡協議会	
19 特定非営利活動法人郡山市私立保育園連絡協議会	
20 郡山市保育園協会	
21 郡山市認可保育所長会	
22 郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会	
23 郡山地区交通安全協会	
24 郡山北地区交通安全協会	
25 郡山市交通安全母の会	
26 郡山市安全で安心なまちづくり推進協議会	
27 郡山地区防犯協会連合会	
28 郡山北地区防犯協会連合会	
29 郡山市障がい者自立支援協議会	

別表第2（第10条関係）

対策委員会	庶務
交通安全対策委員会	郡山市市民部セーフコミュニティ課
こどもの安全対策委員会	郡山市こども部こども総務企画課
高齢者の安全対策委員会	郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課
自殺予防対策委員会	郡山市保健所保健・感染症課
防犯対策委員会	郡山市市民部セーフコミュニティ課
防災対策委員会	郡山市総務部防災危機管理課

更生保護マスコットキャラクター



サラちゃん

ホゴちゃん

〔更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん〕

立ち直ろうとしている人をいつも温かく見守り、犯罪や非行のない幸せな社会を願う心優しいペンギンです。チャームポイントは胸の「生きるマーク」。

詳しくは、法務省ウェブサイト「更生保護マスコットキャラクター」をご覧ください。

郡山市再犯防止推進計画

令和8年3月

(発行)

郡山市市民部セーフコミュニティ課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

電話 024-924-2151 FAX 024-921-1340